

第5回補助金等検討委員会議事録（要旨）

1. 開催日時 令和2年6月26日（金） 午後1時30分～午後4時00分

2. 開催場所 筑後市役所 301会議室

3. 出席者

(委 員)

明石 照久 委員長、鶴 弘之 委員、馬場 範夫 委員

(事務局)

長野 秀文 財政課長、木庭 雄二 財政課員

下川 尚彦 防災安全課長

(コンサル)

佐々木 央 （富士通総研）

4. 議題

（1）個別補助金の審査について

①筑後市防犯協会補助金審査

質疑応答

委 員：防犯協会が事業活動を行うにあたり、地域の方々あるいは市民の方々のニーズをどのように把握されているか。

事務局：協会が市民ニーズを把握する活動としては、啓発用のぼり旗やポスター等の過不足調査が年1回行われていること以外は見えていない。

委 員：では、課題はどのように把握されているのか。

事務局：課題把握については、事務局が警察署の生活安全課の中に配置されているので、生活安全課を中心とした警察署内での情報を元に活動していると思われる。

委 員：目的の事業活動ができるのは、防犯協会以外ではなく、また、団体の自主財源は防犯登録手数料のみと理解してよいか。

事務局：そのとおりである。

委 員：この補助金の見直しはここ3年間されていないのか。

事務局：そのとおりである。

委員長：防犯協会は警察署内にあり警察との関係が強い中で活動されており、主導権が警察にある状況で市は補助金を交付しているだけと理解してよいか。

事務局：市は補助金を交付するだけではなく、防犯に向けてできる限り協会と活動を行うようにしている。

委員長：警察では、高齢者やコロナを背景とした特殊詐欺等その時々の状況にあわせた防犯対策は行われているのか。

事務局：警察署全体というより、交番、派出所単位で活動されており、交番等はそれぞれ協議会があり、四半期に1回、年4回程度、状況報告や注意喚起が行われ、場合

によってはチラシ配布等がされている。この説明に防犯協会が入り活動しているし、要請があれば市も出席している状況である。

委員長：その他質問もないようなので、審査に入りたい。

委 員：今回、初めて採点したが、ここで感じたことを申し上げたい。コロナ禍のなかで会議を効率化していく必要があると思うが、審査項目の中には補助金審査調書等により、明らかに委員の採点が異なるはずはない項目があるので、この項目に関しては事務局により採点し、その他項目の各委員の採点とあわせて全体を審査することを提案したい。事務局から採点結果の理由を説明してもらい、委員の質疑を受けて審査する方法が考えられる。

事務局：提案いただいた方法により、事務局で採点しその説明を行うようにしたい。

委員長：審査に関しては、特定項目は事務局採点とし、この後、本日予定のすべての補助金の質疑応答を行ったうえで、各委員の採点を一覧にして委員による意見交換を行うこととする。

②筑後市保護司会補助金審査

質疑応答

委 員：保護司会が行う事業活動の目的と団体が目指している目的は何か。

事務局：再犯防止が第一の目的で、地域社会への溶け込み支援が活動の中心になっており、啓発活動や協力事業者の開拓等が行われている。保護司会としての活動になると、そのための打合せや勉強会等がされている。

委 員：地域の方々や市民のニーズはどのように把握されているか。

事務局：保護司は保護監察局の指導のもとに該当者の動向に沿って活動されており、市民等のニーズに影響されることはないので把握はされていないと思われる。

委 員：団体の自主財源は会費のみと理解してよいか。

事務局：そのとおりである。

委 員：評価基準では、事業の公益性に関して、特定の者のみに利益をもたらすものでなく、広く市民に開かれていることが基準になっているが、保護司会の活動は特定の者のみに限られているため点数が零点になってしまふ。団体の特殊性から特定の者に限られているので、この点で違和感を感じたところである。

委 員：評価項目に従えばどうしても評価が低くなってしまい、結果、市として廃止の方向に向かうのは委員会としての本意ではない。

委員長：保護司会は他とは違って、特定の者を対象としていても意義はあると思われるので、上部団体の八女地区保護司会との一本化等整理をしていくことで対応できるのではないか。

③筑後市交通安全協会補助金審査

質疑応答

委 員：ニーズ把握、課題把握の方法をお尋ねする。

事務局：ニーズ把握については、防犯協会同様、のぼり旗やポスターの更新時に地域へ必要数量を問い合わせており、唯一のニーズ把握になっている。課題については、警察署交通課からの情報に基づいたものを課題として活動していると聴いている。

委員：自主財源は収入科目の協会の額と考えてよいか。

事務局：証紙手数料、寄附金、協力金、事務委託費も自主財源となる。

委員長：交通安全協会補助金は定額補助の根拠や経緯が不明ということであったが、今後、見直しは考えているか。

事務局：長くこの金額を継続しており、見直し対象と考えている。

④福岡県交通遺児を支える会補助金審査

質疑応答

委員：ニーズ把握、課題把握についてお尋ねする。

事務局：この補助金については、県内市町村対象の負担金的ものと捉えていたため、団体の状況把握はほとんどできていない。

委員：自主財源は会員費と賛助会費の収入だけと理解してよいか。

事務局：寄附金も該当する。

委員：補助金一覧の筑後市の人口割基準額5万円に対し3万円に減額交付した割合に何か意味があったのか。

事務局：補助団体に確認したところ、人口割基準はこちらで勝手に決めた基準で、自治体はこの基準を元に交付額を決定するもので同額である必要はないということだった。

委員：補助金を交付していない団体の交付しない理由が分かりづらいので、もう少し説明をしてほしい。

事務局：交通遺児に限らず支援を必要とする遺児については福祉施策のなかで対応することになっているので、特別に交通遺児を支える会に補助する必要性はないという考え方である。

コンサル：交通事故であろうが病気であろうが保護者がいなくなった原因は問わず、そういう状況の子どもには福祉施策で支援しているので、あえて交通遺児を対象に補助することに疑問を持ったということであろう。

委員長：以上で質疑は終了し、評点審査に入る。

補助金毎に評点審査を行い、審査終了。